

お知らせ

フリーランスの取引に関する新法がスタート

フリーランス・事業者間取引適正化等法

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)が令和6年11月1日に施行されます。

対象 発注事業者からフリーランスへの「業務委託」(事業者間取引)

フリーランス:業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

発注事業者:フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

目的 ①フリーランスと発注事業者(企業等)間の取引の適正化
②フリーランスの就業環境の整備

問 福岡労働局雇用環境・均等部指導課

☎ 092-411-4894

✉ fukuoka-sidouA@mhlw.go.jp



内容 発注事業者は要件により、フリーランスに対して以下の義務があります。

発注事業者の要件	義務項目
<ul style="list-style-type: none"> フリーランスに業務委託をする事業者 従業員を使用していない 	①
<ul style="list-style-type: none"> フリーランスに業務委託をする事業者 従業員を使用している 	①、②、④、⑥
<ul style="list-style-type: none"> フリーランスに業務委託をする事業者 従業員を使用している 一定の期間以上行う業務委託である 	①、②、③、④、⑤、⑥、⑦

※「一定の期間」は、③は1か月、⑥⑦は6か月です。

義務項目 ①書面等による取引条件の明示
②報酬支払期日の設定・期日内の支払
③禁止行為
④募集情報の的確表示
⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮
⑥ハラスメント対策に係る体制整備
⑦中途解除等の事前予告・理由開示

お知らせ

職業訓練センターで社員のリスキリングを支援

非正規労働者の正規雇用化で受講料の全額を助成

県内4カ所の職業訓練センターで、企業の非正規労働者を対象としたリスキリングのための訓練を実施します。

VBA、Python、Accessなどのプログラミングや、Illustrator、PhotoshopなどのWEBデザイン等の訓練を受講することで、企業の事業展開に役立つITの知識・技能を習得させることができます。

希望する人には、ジョブカード作成や希望する部署・仕事内容などのヒアリングを通じたキャリア形成を支援します。

プログラムの受講後、非正規雇用労働者を正規雇用に転換した場合、企業が負担した受講料の全額を助成します。ぜひ活用してください。

事業の詳細は県ホームページを確認してください。



受講の様子

問 福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課

☎ 092-643-3603 **F** 092-643-3605

✉ ginou@pref.fukuoka.lg.jp



久留米市 商工労働ニュース 71号

2024年 夏 8月30日発行

凡例:

問 問い合わせ先 **申** 申し込み先・問い合わせ先

☎ 電話 **F** FAX **✉** Eメールアドレス **所** 所在地

商工労働ニュースに関するご意見・ご要望・お問い合わせは

〒830-8520 久留米市城南町15番地3 FAX 0942-30-9707

久留米市労政課

TEL 0942-30-9046

E-mail:rousei@city.kurume.lg.jp